

令和2年（行ウ）第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原 告

被 告 国（処分行政庁 外務大臣）

原告第14準備書面

2023年2月24日

東京地方裁判所 民事第2部 D b 係 御中

原告訴訟代理人弁護士	鈴木雅	子代	印 弁護士
同	土田元	哉代	印 弁護士
同	岩井	信代	印 弁護士
同	韓泰	化英	印 韓泰護士

被告の準備書面（8）のうち消滅時効の主張に対し、下記のとおり、必要な範囲で反論する。

記

- 被告は、原告が令和元年7月12日付通知書を受け取っているから、令和3年7月12日の経過をもって消滅時効が完成していると主張する（被告準備書面（8）4頁）。
- しかし、「違法な行政処分による損害賠償請求権にあっては、その処分の適法違法（ないし有効無効）が訴訟で争われている場合には、判決

によって違法（ないし無効）の処分であることが確定されたときから右損害賠償請求権の短期消滅時効が進行するものというべきである。」（仙台高判昭和47.11.20訟月19巻1号6頁。西埜章『国家賠償法コンメンタール〔第2版〕』（勁草書房、2014年）1143頁）。

この点、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行」し（改正前の民法166条1項）、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から」消滅時効が進行を始めるところ（同法724条）、最高裁は、「同条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべきである」（最判平14.1.29民集56巻1号218頁）とし、さらに「前記無罪判決が確定した時をもって、民法724条にいう『加害者ヲ知リタル時』にあたるとした原審の判断は正当として是認することができる」としている（最二小判昭58.11.11集民140号453頁）。こうした最高裁判例は、「行政処分の適法違法（ないし有効無効）が訴訟で争われている場合には、判決によって違法（ないし無効）の処分であることが確定されたときから右損害賠償請求権の短期消滅時効が進行するものというべきである。」旨の上記仙台高裁の裁判例と軌を一にしている。

3 また、本件においては旅券不発給という継続的な不法行為により、憲法上の重大な権利である移動の自由が日々継続して侵害され、損害も継続して発生しており、その意味においても消滅時効は進行しない。

4 さらに、消滅時効の趣旨に照らして実質的にみても、被告の主張は妥当でない。

すなわち、消滅時効制度の趣旨・存在理由としては、一般に①事実状態の尊重と②証明の困難が挙げられる（大村敦志「新基本民法総則編〔第2版〕」162頁）。

しかし、本件は、2020年1月9日の本訴訟提起により行政処分（旅券不発給処分）の効力が全面的に争われ、本訴訟の継続により紛争状態は継続しており、本請求の趣旨拡張も本訴訟手続においてなされているのであって、尊重すべき事実状態はない。

また、行政処分の取消請求訴訟と国賠請求訴訟は、証拠関係も関係者も同一であり、本訴訟提起により証明の困難もない。

なお、原告は本訴訟提起をして、被告の処分の違法性を全面的に争つており、およそ権利の上に眠る者でないことは明らかである。

5 したがって、本裁判において行政処分の有効性（違法性）がいまだ争われている以上、違法な行政処分による損害賠償請求権の短期消滅時効は進行しておらず、裁判例からしても、実質論からしても、消滅時効が認められる理由はない。

以上